ホ　対象区間

②ホに定める対象区間を適用する。

ヘ　割引相互間の適用関係

実験区間と有料区間を連続して通行する場合、本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(I)、特別区間等における割引(II)、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、エコカー割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引又は休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、本割引を受ける自動車に地方部上限割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(I)又は特別区間等における割引(II)を重複して適用する場合は、有料区間のみを通行する場合の通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(I)又は特別区間等における割引(II)の割引後料金を適用する。

２．のうち、「平成62年８月15日」を「平成62年８月29日」に改める。

別表３のうち、

「上信越自動車道（藤岡・上越ジャンクション間）

		小　諸
	佐久小諸ジャンクション	9.8
佐　久	2.0	10.8

」を

「上信越自動車道（藤岡・上越ジャンクション間）

			小　諸
		小諸御影	9.8
	佐久小諸ジャンクション	0.5	9.3
佐　久	1.5	2.0	10.8

」に改める。

別表７　割引相互間の重複適用関係

(1)　重複適用の有無

	マイレージ					
大口	×	大口				
前納	×	×	前納			
上限	○	○	○	上限		
深夜	○	○	○	×	深夜	
通勤	○	○	○	×	×	通勤

別表５のうち、

「一般国道６号（仙台東部道路）

						仙台港北
					仙　台　東	5.2
				仙台若林ジャンクション	4.4	9.6
			名　　取	3.0	7.4	12.6
		仙台空港	6.7	9.7	14.1	19.3
	岩　　沼	3.3	10.0	13.0	17.4	22.6
亘　　理	2.2	5.5	12.2	15.2	19.6	24.8

」を

「一般国道６号（仙台東部道路）

							仙台港北
						仙　台　港	1.7
					仙　台　東	3.5	5.2
				仙台若林ジャンクション	4.4	7.9	9.6
			名　　取	3.0	7.4	10.9	12.6
		仙台空港	6.7	9.7	14.1	17.6	19.3
	岩　　沼	3.3	10.0	13.0	17.4	20.9	22.6
亘　　理	2.2	5.5	12.2	15.2	19.6	23.1	24.8

」に改める。

別表５一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）の表中、「菖蒲白岡」を「白岡菖蒲」に改める。

別表７を次のとおり改める。